

教育基本法第一条「教育の目的」に関する一考察 —その解釈の歴史を踏まえて—

紺野 祐*

はじめに：問題の所在と本研究の目的

平成18年12月15日、新しい教育基本法が、第165回臨時国会において成立し、12月22日に公布・施行されました。

昭和22年に教育基本法が制定されてから半世紀以上が経過し、この間、科学技術の進歩、情報化、国際化、少子高齢化など、我が国の教育をめぐる状況は大きく変化するとともに、様々な課題が生じております。

このような状況にかんがみ、新しい教育基本法では、国民一人一人が豊かな人生を実現し、我が国が一層の発展を遂げ、国際社会の平和と発展に貢献できるよう、これまでの教育基本法の普遍的な理念は大切にしながら、今日求められる教育の目的や理念、教育の実施に関する基本を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、教育振興基本計画を定めることなどについて規定しました。

(文部科学省HP「教育基本法について」より)

筆者らが共同で執筆・編纂した『教育の現在：子ども・学校・教育を見つめなおす』(初版平成20年；改訂版平成23年)および『教育の原理：子供・学校・社会をみつめなおす』(令和元年)では、当然ながらこの改正なった教育基本法が踏まえられている。筆者はその前提のもとで、同書の序章「教育にかんすることば」にて「教育」の概念規定を試みた。そして、その中で、「教育」の一般的な目的が、改正教育基本法第一条に明確に示されている「人格の完成」および「国民の育成」にあると言えること(「教育の目的」の並列説⁽¹⁾)を示した(紺野2019a, 10)。

だが、以上の認識あるいはその論述の手続きに問題はなかったのだろうか。改正教育基本法

* 東北学院大学文学部

⁽¹⁾ 教育基本法第一条「教育の目的」のふたつの要素を、以上のように(相対的に)独立してとらえる論じ方は、これまで「並列説」(藤井 2009, 11)、ないしは「『人格の完成』『国民の育成』並置説」(世取山 2021, 32)などと呼ばれてきた。本文では、以下に「並列説」との名称で統一的に表記する。

第一条においても、「教育の目的」はあくまでも「人格の完成」にあるとの主張（「教育の目的」の連続説⁽²⁾）もいまだに根強い。この「教育の目的」解釈の連続説の論理が妥当であるならば、「教育の目的」において「人格の完成」の理念を「国民の育成」のそれと並列に扱うことは困難なのではないか。あるいは、「教育」の一般的な目的とされるべきものは、その他にはないのだろうか。すなわち、上掲の書籍における筆者の改正教育基本法第一条の解釈、そしてその上での「教育」概念の説明は妥当であったのか、否か。

もとより、旧教育基本法（昭和22（1947）年制定）の成立に深く関わった田中耕太郎は、次のように述べている。「教育基本法第一条の解釈は法律論ではなく、むしろ教育学乃至教育哲学上の議論に帰着する。のみならず同条の他の条文ならびに他の教育関係法令を正当に理解することは、教育の本質、目的に関する正しい認識の存在を前提とする。」（田中 1961, 2）。Philosophy of Education を基本ディシプリンとし、Anthropology of Education の視点から教育現象を検討している筆者としては、田中による鼓舞も引き受け、本稿において上掲の問題に一定の回答を見出したい。

そこで、以上の課題に取り組む際に、次のようなアプローチをとりたい。まず、新たな教育基本法の公布・施行を受けて制定・改正された諸法令の諸条文をもとに、わが国の教育基本法第一条が規定する「教育の目的」が、「人格の完成」および「国民の育成」ならびにプラスアルファとして提示されている（少なくともそのように見える）現実を確認する（1節）。ここでは併せて、「教育の目的」としての「人格の完成」「国民の育成」概念が現在（すなわち改正後の教育基本法において）意味するところも一定程度具体化することができる。その上で、改正教育基本法における「教育の目的」の捉え方が、旧教育基本法のそれと連続性を持つものなのか否か、もし連続性を持たないのであればそこにはどのような事情・理由があるのかについて検討する（2節）。

1. 改正教育基本法における「教育の目的」

本節では、改正教育基本法第一条において、何を「教育の目的」と見なしてよいのか、どのような根拠からそれが可能になるのかとの問いに答えたい。これに加えて、現下に「教育の目的」と見なされる可能性のあるその他の理念・概念を検討し、その上でそれらの扱いについて一定の提案をなしたい。

⁽²⁾ 「教育の目的」のふたつの要素のうち、「人格の完成」をそもそもの教育の目的と見なし、「国民の育成」は「人格の完成」の具体的な内容のひとつとして扱う論じ方は、本注(1)との対比で「連続説」、あるいは「『人格の完成』優位説（世取山 2021, 31）などと称されてきている。本文では、以下では「連続説」の言葉でまとめることとする。

(1) 「人格の完成」および「国民の育成」

はじめに、平成18（2006）年に全面改正された教育基本法から、「教育の目的」に関する条文を確認する。

（教育の目的）

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

少なくともわが国において認められる「教育の目的」をとらえようとするならば、「教育の目的」と銘打たれたこの教育基本法第一条の条文を規準とする必要がある。ただし、私たちにとっての問題は目下、この条文をどのように解釈することができるか、である。

さしあたり、「教育の目的」を、教育という営み・働きがその実現を志向する価値ある事態のうち根本的・普遍的な理念となりうるものと解するのであれば、教育の営み・働きが志向すべき対象となる事態は、条文における「目指し」および「期して」という動詞の目的語ということになろう。したがって、この条文における「教育の目的」は、ひとつには①「人格の完成」、そしてふたつに②「（平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な）国民の育成」と並列的に示されていると読むのが一般的かつ自然であろう。なお、言うまでもないが、ここで「完成」「育成」が期待される「人格」「国民」とは、教育が社会的な営み・働きであるかぎり、教育において働きかけられる側に望まれる、人間としてのひとつの理念的なあり方を指していると解される。

実際のところ、同じ改正教育基本法の第五条第二項には、以上のふたつの「目的」が、「また」という接続語を介してまちがいになく並列に記されている。ちなみに、本条項は改正法において新設されたものである。

（義務教育）

第五条

二 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

（以下略）

義務教育は、わが国において人間形成しつつ生活していく人間であれば、基本的にだれに対

しても等しく関わる教育である。そのために、義務教育の中核的かつ必須の内容は普通教育でなければならない。教育基本法第五条第二項には、そうした「義務教育として行われる普通教育」の「目的」が、①「各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培うこと、そして、「また」という接続語をはさんで並列に、②「国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うこと」であることについて、明確に示されている。ようするに、「義務教育として行われる普通教育」の「目的」は、まずは①第一条に謳われる「人格の完成」の基礎を培うことである。ただし、それとともに、②第一条にいう、いくつかの修飾語句が付いた「国民の育成」のうち基本的なところを支援することである。近代以降の国家・社会の中でひとつの社会基盤的な役割を果たす義務教育においては、教育のふたつの目的とされる「人格の完成」と「国民の育成」の基礎的・基本的な部分の涵養が、やはり義務「教育の目的」として並列的に提示されているのである⁽³⁾。

教育基本法の改正が議論されていた当時、文部科学審議官を務めていたのは田中壮一郎であった。彼が監修した『逐条解説 改正教育基本法』（教育基本法研究会 2007）には、改正法において、以上のように「教育の目的」としての「人格の完成」および「国民の育成」概念が並列に置かれている事実が明解に述べられている。「第1条は、教育の根本的な目的として、『人格の完成』とともに『（国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた）心身ともに健康な国民の育成』を掲げており、……。」（24；強調引用者）「『教育の目的』として、第1条に『人格の完成』及び『国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成』を規定する……。」（26；強調引用者）教育基本法の改正に官僚の立場から深く携わった田中にとっては、第一条において「教育の目的」のふたつが並列的に配置されていると説明することは、きわめて当然のことなのであろう。

また、田中監修の上掲書（2007）においては、第五条についても同様の説明が下記のようにまとめられている。「本〔第五条第二〕項でいう『各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培う』とは、教育を受ける者がもっているあらゆる能力を発展させ、社会において自立的に生きる個人を育成する趣旨であり、これは、第1条の教育の目的のうち『人格の完成』に対応するものである。」（93）「また、『国家及び社会の形成者として必要とさ

⁽³⁾ なお、教育基本法第一条では不明瞭だった「人格の完成」という言葉が意味するところが、この第五条第二項で平易に言い換えられている事実も確認しておきたい。同法第五条において語られている教育は義務教育としての普通教育であるから、ここでは教育ないしは普通教育の「基礎」「基本」を培い養うことが原則とされている。しかしながら、第一条に言及している教育一般であれば、そのレベルには限定されないと考えてよい。つまり、①「人格の完成」とは、「各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる」ための資質や能力の十全な展開のことである。

れる基本的な資質を養う』は、第1条の教育の目的のうち『国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた国民の育成』に対応するものである。」(93) 以上、改正教育基本法において新設された第五条第二項の条文でも、同法第一条の並列説の解釈に則った読み取りが求められていることは明らかである。

さらに、改正法第一条における「教育の目的」並列説を強く支持する以上の解釈については、教育基本法の英訳においてもその裏づけを得ることができる。たしかに、教育基本法の英訳としては、公的には法務省が運営するサイト・日本法令外国語訳データベースシステム (Japanese Law Translation) における英訳版が一般的なのかもしれない。しかしそのいっぽう、教育基本法については、同法の主管部局である文部科学省の「試案」とされる英訳を参照することもできる。後者の英訳は下記の通りである。

(Aims of Education)

Article 1

Education shall aim for the full development of personality and strive to nurture the citizens, sound in mind and body, who are imbued with the qualities necessary for those who form a peaceful and democratic state and society.

この英訳文を見ると、邦文の動詞「目指し」は「aim for」と、また「期して」は「strive」と訳されているのがわかる。その上で注目したいのは、上の文がふたつの節からなっており、それが「and」という接続語によって並列につながれているという事実である。本条のタイトルにも現れているが、このことは明らかに、教育の目的をふたつ、しかも並列にとらえていることの証である（ただし、文部科学省による旧法の英訳版においても、そのタイトルが「aims」と複数形になっていることは興味深い）。教育は本条において、①「the full development of personality」を目指すとともに、②望まれる資質・能力を備えた「the citizens」を「nurture」することを期すべきものとして規定されているのである。

なお、文部科学省作成の英文（試案）においては、教育基本法第五条第二項についても、事情は当然のことながら同様である。やはり、「and」という接続語を介し、ふたつの目的が並列的に示されているとしか読めないのである。

(Compulsory Education)

Article 5

(2) The objectives of general education, given in the form of compulsory education,

shall be to cultivate the foundations for an independent life within society while developing the abilities of each individual, and to foster the basic qualities necessary for those who form our state and society.

教育基本法の改正を支えた主管部局である文部科学省の立場からすると、改正法における「教育の目的」の解釈には、当然のことながらブレはないように映るのである。

法律の解釈は、当の法律を制定した当時の立法者の意思を尊重し、それに基づいて解釈すべきであるとする立場がある。この立場に立つのであれば、少なくとも改正教育基本法における「教育の目的」については、①「人格の完成」、そして②いくつかの修飾語句が付いた「国民の育成」のふたつが並置されているものと理解するしかなさそうである。泉山（2019）は、『教育の原理』において第一条を同様の論理で解説しているが（104）、したがってこれも妥当であることになる。

（2）「教育の目的」としてのプラスアルファ

さて、以上が改正教育基本法の条文本体における「教育の目的」に関する記述であるが、同法には「教育の目的」に強く関連するとみられる箇所がもうひとつある。それが同法前文の二文目である。

〔前文（二文目）〕

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

先に、教育基本法における「教育の目的」を、教育という営み・働きがその実現を志向する価値ある事態のうち根本的・普遍的な理念となりうるものと解するのであれば、その営み・働きが志向すべき対象となる事態は、条文における「目指し」および「期して」という動詞の目的語ということになろう、と書いた。改正法前文の二文目はくしくも、このふたつの動詞がいずれも含まれている。ただし、「期する」という言葉のほうは第一条と同様の使い方をしてみるとみてよいだろうが、他方「目指す」の使われ方にはやや注意が必要であろう。言葉の意味のレベルを踏まえると、「伝統」を「継承」すること、ならびに「新しい文化」を「創造」することの双方を目指す、と読むのが妥当であろう。そうであれば、同様の理由から、「伝統」の「継承」と「新しい文化の創造」は、ひと組の概念として扱われるのが自然であろう。

したがって、改正教育基本法前文の二文目で教育という営み・働きがその実現を志向する価値ある事態のうち、さしあたり根本的・普遍的な理念となりうるものとして示されていると解することができるのは、ひとつには「個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成」である。そして、それとともに、さらに「伝統」を「継承」すること、ならびに「新しい文化」を「創造」することもまた、教育という営み・働きがその実現を志向する価値ある事態のうち根本的・普遍的な理念となりうるものであることを予見させる。

もっとも、改正法前文の二文目では、「教育の目的」という言葉が直接に使われているわけではない。実際のところはむしろ、同法の第二条において具体的・選択的に示されている「教育の目標」という価値ある事態のうち、その代表的なくつかを何らかの理由を持ってまとめているだけであるようにも映る。そして、このような理解は、旧法前文の二文目にも同様に当てはまりそうである。つまり、「伝統」を「継承」すること、ならびに「新しい文化」を「創造」することは、当該の法律が効力を持つ社会・時代にあって教育という営み・働きがその実現を志向する価値ある事態であることはまちがいないものの、とはいえそこで教育上の根本的・普遍的な理念として機能することが期待されているとまでは言えないものであるとも考えられる⁽⁴⁾。

ところが、上に見た改正法前文の二文目、とくに後半の「伝統を継承」すること、ならびに「新しい文化」を「創造」することという価値ある事態を教育が「目指す」べしとの解釈は、現実的には他の法令における「教育の目的」の認識に一定の影響を及ぼしてもいるようである。

教育基本法が改正された直後、改正法第十七条第一項に基づき、政府は「教育振興基本計画」(第I期)をとりまとめ、国会に報告した(平成20(2008)年7月1日)。その一節(教育の使命)に、次のような記述がある。

教育は、人格の完成を目指し、個性を尊重しつつ個人の能力を伸長し、自立した人間を育て、幸福な生涯を実現する上で不可欠のものである。同時に、教育は、国家や社会の形成者たる国民を育成するという使命を担うものであり、民主主義社会の存立基盤でもある。さらに、人類の歴史の中で継承されてきた文化・文明は、教育の営みを通じて

⁽⁴⁾ ちなみに、佐々木(2009)は、教育基本法改正の審議における議論も踏まえながら、「教育の目標」を規定する教育基本法第二条に掲げられている価値ある事態について、「今日的な視点から見て個別的に選択された項目」であり、「時代性」をもつものであると説明している(60-1)。つまり、教育基本法第二条に掲げられている諸概念には、第一条「教育の目的」である「人格の完成」「国民の育成」と異なり、教育という営みが目指すべき価値ある事態として根本的・普遍的な性質は(相対的に)認められない、ということである。

次代に伝えられ、より豊かなものへと発展していく。こうした教育の使命は、今後いかに時代が変わろうとも普遍的なものである。

末尾の一文にも明示されているように、「教育振興基本計画」における上の記述は、あくまでも「教育の使命」についてであって、やはり「教育の目的」を直接語るものではない。そうではあるものの、教育という営みが目指すべき「目的」は、この「教育の使命」を語る箇所から容易に推察されるだろう。本節（1）で確認してきたように、改正教育基本法において「教育の目的」として明確に提示されているのは、同法第一条に明確に謳われている①「人格の完成」と②「（平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な）国民の育成」である。したがって、教育基本法が示す「教育の目的」という根本的・普遍的な理念については、あくまでも同法本文の第一条（教育の目的）の記述内容がそのすべてであると理解すべきであろう。

とはいえ、上の「教育振興基本計画」（第Ⅰ期）の記述に明らかなように、教育という営み・働きがその実現を志向する価値ある事態として、現実的には「人格の完成」および「国民の育成」に加え、さらに③「伝統の継承」ならびに（あるいはそれ「を通じ」た）「新しい文化の創造」が並列的に付け加えられることもある。つまり、法令によっては、教育の目的があたかも3つ並列に置かれているかのような印象を与える法令もありうるということである。この現実を如実に示すのが、第Ⅱ期の「教育振興基本計画」における次の箇所（教育の使命）である。

「人格の完成」や「個人の尊厳」などの普遍的な理念を継承しつつ、平成18年に改正された教育基本法においては、①知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自己実現を目指す自立した個人、②公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する国民、③我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人の育成を目指すことが明確にされた。

第Ⅱ期「教育振興基本計画」にある上の記述は、改正教育基本法（および旧法）における理念、目的、目標ないしは方針のレベルを、つまり同法の前文、第一条および第二条の階層的な書き分けを無視した上で成り立っている。教育という営み・働きがその実現を志向すべき価値ある諸事態を、その意味のレベルを無視していったんすべて混ぜ合わせつつ、そこから3つのまとまりを取り出しただけのように見受けられる。だが、教育が志向する価値ある事態をこのように扱うことにより、教育という営みの目指すべきところが「明確にされた」とは到底言えない。そればかりか、このような新たな提案は、教育基本法第一条において「教育の目的」

が明確に規定されていることからすれば、むしろ関係する人びとに無用な混乱を生みかねないと言わざるをえない。

改正教育基本法前文において示されている「伝統」を「継承」すること、ならびに「新しい文化」を「創造」することは、繰り返すが、教育が志向する価値ある事態であると認めることはできるものの、そのうちの根本的・普遍的な理念とはなりえないと言わざるをえない。「伝統」を「継承」することならびに「新しい文化」を「創造」することはむしろ、「人格の完成」「国民の育成」の実現において、あるいはその実現に即して果たされるべき、ないしはその実現に含まれるべき内容であると考えられるからである。その意味で、これらの理念はせいぜいのところ、「教育の目的」の（プラスアルファ）として扱うのが適当であろう。

2. 旧教育基本法から改正教育基本法へ

本稿1節で確認したように、少なくとも改正教育基本法第一条においては、「教育の目的」は「人格の完成」および「国民の育成」に置かれていると考えるべきである。しかしながら、このような政府・文部科学省による改正法第一条の並列説の解釈を、そのまま改正法の「立法者意思」の現れと見立て、尊重することはやや乱暴かもしれない。

とはいえ、改正法もまた、国会が政府側の答弁も踏まえて慎重かつ十分に審議した結果として成立した法である。そうであればこそ、1節で見たような並列説のロジックが政府の公式見解として示される改正法第一条の解釈に対して、世取山（2021）は当時危機感をあらわにしたのであろう。「政府による新法1条解釈は、『人格の完成』『国民の育成』並列説から一歩進んで、『人格の完成』を実質的に棚上げすることにより、『国民の育成』優位説へと移動しているものと見られる。」（35）そして、世取山は、「政府による旧法1条の理解」は「誤りである」と断罪すらしているのである（35-6）。

たしかに、改正教育基本法第一条においては、わが国占領下の昭和22（1947）年に制定された旧教育基本法のその趣旨と構造が、大きく修正されることなく受け継がれているように見える。そうであれば、世取山（2021）としては、改正法の「立法者意思」もまた基本的に旧法のそれを受け継いでいるべきであり、したがって改正法第一条においても旧法第一条の「立法者意思」こそが尊重されなければならない、と主張したいのであろう。

以上のような問題意識は、改正教育基本法第一条における「教育の目的」が意味するところを正確にとらえたい本稿としても、けっしてゆるがせにすることはできない。そこで、本節においては、この問題意識と向き合いながら、教育基本法第一条「教育の目的」の解釈が改正によって旧法のそれからはたして変更されたのか否か、また変更されたとすればそこにどのような事情・理由があったのか、あるいは解釈が変更されていないとすれば他の点でどのような変

化があったのかを明らかにしたい。

(1) 旧教育基本法第一条に読み取るべき「立法者意思」

引き続き、世取山(2021)の議論に傾聴してみたい。世取山(2021)は、改正教育基本法第一条における「教育の目的」に関する解釈において、「その文理上の構造および鍵的用語の意味を旧法から継承して」いると考えるべきである(23)、と断言する。そのゆえに、世取山によれば、改正法第一条においても「旧法1条の趣旨に変更を加えるものではないと解されるべきである」(23)、と強弁されることとなる。

世取山(2021)は、教育基本法第一条の解釈において、「教育の目的」としてさしあたり「人格の完成」概念のみを認め、「国民の育成」概念は「人格の完成」概念に含まれるべき内容のひとつであるとする、いわゆる連続説に立脚している。そうであればこそ、旧法第一条においては「人格の完成」と「国民の育成」という「教育の目的」はそもそも並列されるものではなかったし、また改正法においてもこの認識は同様に生きている、と主張したいのである。

本稿1節に見たとおり、世取山(2021)による上の議論において、少なくとも後者の見解については、それを支持することは現実的にはかなり困難である。しかしながら、世取山(2021)が上のように主張するのは、教育基本法第一条が旧法から改正法へと、「文理上の構造」も「鍵的用語」も、たしかにおおよそそのところキャリーオーバーしているように見受けられるという根拠があつてのことである。

そこで、ここに旧法第一条をあらためて確認しておこう。

第一条(教育の目的)

教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

ここではとりあえず、世取山(2021)に倣って、改正教育基本法第一条と旧法のその「文理上の構造」と「鍵的用語」がきわめて類似しているという現実を認めておこう。ただそう認められるならば、私たちは次に、「人格の完成」と「国民の育成」という「鍵的用語」がそれぞれどのような意味をもっていたのか、またそれらの用語が改正法において旧法と同一の意味で扱われているのか否か、さらには「教育の目的」を明示する旧法第一条において、「人格の完成」と「国民の育成」との関係が実際どのようなものとして理解されるべきであったのか、という問いに対して回答しなければならない。

結論から言えば、世取山（2021）が述べるとおり、旧法第一条においては、「教育の目的」として「人格の完成」と「国民の育成」を並列に論じることには無理があると判断せざるをえない。何より、教育基本法の制定に深く関わった田中耕太郎は、「要するに教育の目的は人格の完成に集中する」（田中 1961, 81）と断言しているのである。その田中の「立法者意思」をさしあたり尊重するならば、私たちは旧法における「教育の目的」が「人格の完成」のみに置かれていることを認めなければならない。

さて、田中（1961）は、当時の教育基本法第一条の末尾にある「国民の育成」という語について、その使用がやや妥当性を欠くとして注意喚起を行っている。「それ〔＝「国民の育成」という言葉〕はとくに国家的立場のみから教育を行う意義に解すべきではない。この場合の国民は国家と社会との両方にかかるのであり、従って国家を含めてあらゆる社会の構成員たる人間または個人を意味するものと解しなければならない。」（86）つまり、人間が「社会的動物」（アリストテレス）であるかぎり、人間であることには彼が社会的＝ポリス的な存在であることが当然含まれてくる。田中（1961）においては、個人がまったき人間、すなわち「人格」として人間形成するそのただ中に、「国民」と代表される社会的存在としてのありようが完全に実現してくる、と想定されているのである。したがって、田中は「人格の完成」と「国民の育成」との関係について、次のように述べることができる。

個人的人格が完成されていないかぎり、個人によって構成される国家の存立と発達は到底望み得られないのである。完成された人格の内容の中には、当然国家や民族の意義と価値の認識、国家の権威と秩序の尊重、民族とその文化に対する理解と愛、国民としての義務と責任の自覚、公共心の涵養等がふくまれるのである。（田中 1961, 88）

旧教育基本法における「立法者意思」を尊重するかぎり、旧法第一条の「教育の目的」において、「国民の育成」の内容は「人格の完成」の理念に包摂されていると理解すべきである。そこでは、「人格の完成」概念が、「個人と社会の関係を止揚する概念、社会化への契機を内包する概念として把握されている」と言えるからである（佐々木 2009, 55）。そのゆえに、務台（1966）はこれを受けて、次のように具体的にまとめている。「この大目標〔＝「人格の完成」〕のもとに教育の一般的条件が示された。それは『平和な国家と社会の形成者』を育てることである。（中略）このことが国民教育の大目標達成の第一条件として示された。」（85）

以上に見た旧教育基本法第一条「教育の目的」の解釈における論理は、同法の範囲では当然尊重されてきた。多くの先行研究が依拠している、教育法令研究会（1947）における下記の箇所を代表としてあげておく。

〔……〕教育は、何よりもまず人格の完成をめざして行われなければならない。しかし、人格の完成は、単に個人のために個人を完成するというにとどまるものではなく、かかる人間が同時に国家及び社会を形成するよい人間となるように教育が行われなければならないことを示すのが後段の趣旨である。さればとって、人格の完成が国家及び社会の形成者の育成ということにおおわれ、それにつきるといのではない。人格の完成ということ、国家及び社会の形成者の育成ということの根本にあり、それより広い領域をもっている。この広い立場で育成された人間が、はじめて国家及び社会のよい形成者となることができるのである。(教育法令研究会 1947, 63; 旧仮名遣いは新仮名遣いに改めた。)

さて、世取山(2021)もまた以上の論理を確認した後に、それでも改正前後の教育基本法第一条の解釈に変更が不要であることを、あえて唱えずにはいられなかった。「しかしながら、新法1条は、その文理上の構造および鍵的用語の意味を旧法から継承していることから、旧法1条の趣旨に変更を加えるものではないと解されるべきである。」(23)世取山のこの一文は有意義であり、かつロジカルに的確である。そして、その意味するところが適切であるからこそ、従来のいわゆる連続説に依拠した教育基本法第一条の解釈には、これにより新たな困難が浮かびあがってくるのである。

(2) 旧法第一条の解釈のばらつき

旧教育基本法第一条は、その「立法者意思」に則るならば、「人格の完成」のみを目的とし、「国民の育成」はその目的実現に含まれるひとつの「内容」(田中 1961, 88)と解されるべきであるとされてきた。しかしながら、旧法第一条に込められたこうした「立法者意思」の本来の道理は、その後の教育関係者、とりわけわが国の教育学界・教育学者にはたして妥当に、正統的に受け継がれたと言えるのであろうか。現実的には、この問いに対して肯定的に回答することは困難そうである。すなわち、旧教育基本法第一条の「立法者意思」は、その後の教育学界・教育学者の一部、それも有力な勢力によって歪められてきたように見受けられるのである。

まずは、旧教育基本法第一条の解説の典型として、教育学者・堀尾輝久の『教育基本法はどこへ：理想が現実をきり拓く』(堀尾 1986)における論考を参照したい。(なお、同書の主たる内容は「教育基本法をどう読むか：逐条解説」(堀尾2002, 111-193)に再録されており、その間の堀尾の主張には変更がないことも付言しておく。)

さて、堀尾(1986)は、その同法第一条(教育の目的)の解説の中で、昭和22年に教育基本法を成立させた当時、「教育の目的」を「人格の完成」に置く精神が強く主張されていたこと

を確認している（堀尾 1986, 52）。このことは、わが国にまったく新たな教育を求める機運において、西洋近代の人権思想および啓蒙思想を背景としてなされたと説明される。わが国における当時の状況からすれば、この点についてはたしかに、問題はほぼ見当たらないと言ってよい。

ただし、以上の点を教育基本法第一条の枢要としつつ、堀尾はその上で、「国民の育成」の概念について下記のように扱うこととなる。

さらにこの目的の中に、「平和的な国家及び社会の形成者」とあります。一人ひとりが平和な国および社会の担い手にならなければならない。そのためには真理と正義を愛する人間がめざされ、個人の価値を尊びその個性を尊重するということが教育の中で守られなければならない。さらに、勤労と責任を重んじること、そして自主的精神に満ちた心身ともに健康な国民の育成がここでうたわれているのです。（堀尾 1986, 52-3）

堀尾の論考（1986）においては、上の引用以外で「国民の育成」について触れている箇所はほぼない。そして、この引用から明らかなように、堀尾の説明においては、旧法第一条の条文そのものと比較してあらたな情報はほとんど増加していない。その記述は、内容の乏しいトートロジーに過ぎないとの印象は拭えない。しかし、それでもさすがに、教育基本法第一条の条文の解説として「国民の育成」という概念を扱ってはいる。それにもかかわらず、旧法第一条の解説全体としてみれば（堀尾 1986, 50-9）、堀尾が当の解説において何を重視し、他方を等閑視していたかは一目瞭然である。

堀尾は、自身の（教育／政治）思想の基盤を人権思想と平和主義に置いていることについて明確に語っている（堀尾 1986, 55-6）。そのゆえに、堀尾が旧法第一条および前文において深く言及する概念は、「人格の完成」「個人の尊厳」「真理と平和を希求する」「真理と正義を愛する」「個人の価値」「自主的精神」といったものに限られる。堀尾にとって何より重要なのは、子供たち一人ひとりの権利、とくに教育における学習権（国民の教育権）の担保であって、社会的な営みである教育がもつ意味、あるいは「教育の目的」は、それが子供の人権を妥当に保障し充足するかぎりにおいてのみ認められるということであろう（堀尾 1986; 2002; 2019）。そしてそうであるからこそ、堀尾の教育基本法第一条の解説においては（堀尾 1986, 50-9）、子供の教育に対して国家・社会の関与が濃厚となる「国民の育成」概念それ自体が意味するところの具体的な説明はいっさいない⁽⁵⁾。このことは、子供の人権として「人格の完成」概念を手厚く取り扱う姿勢とまったく異なっているのである。

その上で堀尾は、教育基本法改正の機運と論議が高まるその当時、「教育基本法を生かす教育改革を」（堀尾 2002, 195-211）とのタイトルで、同法の改正に反対する提言をまとめている。

堀尾（2002）としてはここで、「まず第一に、その〔教育基本法〕立法の時点に返って、立法者意思に則して解釈するという法解釈の原則的な視点が必要」であるのに（堀尾 2002, 195）、それに対して教育基本法改正論者には「立法者意思」の理解と尊重がない、と批判したのであった。堀尾（2002）は、教育基本法もひとつの法律であり、そのかぎりでは諸事情の変化の中で見直されるべきものであるともいう。しかし、もし同法の改正が行われるにしても、その際には教育基本法がもつ「立法者意思」ないしは「立法精神」をとりわけ大事にしなければならない、ひるがえって「現在の政府主導の改正論は、教育基本法の精神を発展させようとするものではないことも明白」だ（堀尾 2002, 196）、だから同法を改正しようとする当時のいかなる議論も誤りである、と論難したのである。

以上から、堀尾（1986; 2002）の教育基本法第一条「教育の目的」の解釈にかかるスタンスは、次のようにまとめられよう。すなわち、①教育基本法第一条「教育の目的」は、「個人の尊厳」「個人の価値」の認識に立脚した「人格の完成」に置かれている、②①の見立ては、昭和22（1947）年に成立した教育基本法の「立法者意思」「立法精神」に基づいて明らかに妥当である、という2点である。そして、こうした論調は明らかに、とりわけその後の時代に活動した教育学者たちの多くとはほぼ軌を同じくするものである（平原編 1996；深谷 2003）⁶⁾。しかしながら、堀尾らによる以上のような主張は、実際のところ妥当なものだと言えるのであろうか。

⁵⁾ とはいえ、堀尾は他方、教育基本法第一条とはまったく独立した文脈においては、「教育の公共性」について積極的に語っている（堀尾 1986, 205-10）。堀尾の「教育の公共性」論の内容は、①子育て≒教育とは「親が責任を負うと同時に社会のものでもあり、ひいては「人類のものでもある」こと、および②教育が学問や文化を次世代に継承することにおける公共的性格、の承認によって成り立っている（堀尾 1986, 207-8）。堀尾は、そうした意味で、教育の「共同性・公共性の創造という課題」こそが、今後の公教育に関する論議において比類ない重要性をもつことになるという（堀尾 1986, 208-10）。堀尾における「人権」「自由」「正義」「真理」等を最大限に重視する価値観の妥当性についてはさしあたり措くとしても、堀尾が教育という営みについて、子供たち一人ひとりの権利の側面からのみならず、教育がもとより具えているはずの共同性・公共性の視点からもその充実を図るべきであるとする論調は、人類における教育の意味と意義を考える際にきわめて当然でもある（紺野 2019b, 183-193）。

しかしながら、堀尾のこの所論には、理解しがたいところも残る。教育の公共性・共同性を語る際に、なぜ教育基本法第一条における「教育の目的」のひとつの理念的内容である「国民の育成」に触れていないのか、という点である。教育法令研究会（1947）や務台（1966）が「国民の育成」概念において説明していたのは、まさに堀尾（1986）が上に言及していたことそのもの、あるいは少なくともそれを必然的に含むものであったはずだからである。

⁶⁾ ただし、この点において、世取山（2021）は可能なかぎり誠実に対応しようとしているように見える。「人格の完成」と「国民の育成」との関係について（31-4）、ならびに「国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた……国民」の意味するところについて（43-5）、「公民」および「市民」という概念を踏まえながら、その成否は措くとしてもいねいに説明している。この点は率直に評価されるべきである。

そこで、時代を少し遡ってみたい。教育基本法が制定された当時の教育法令研究会『教育基本法の解説』（1947）においては、教育基本法第一条についてはどのような解釈・説明がなされていたのだろうか。そこには当然のことながら、教育基本法制定にかかる「立法者意思」が率直に反映されていると見るべきである。つまり、教育基本法制定当時の教育法令研究会（1947）には、恣意的な偏りが入り込む余地は基本的にはなかったのである。

教育法令研究会（1947）は、「立法者意思」に寄り添いそれを支持する立場から、「個人の尊厳」「個人の価値」の認識に基づく「人格の完成」概念の最重要性を、たしかに徹頭徹尾謳っていた。しかしながら、前項（1）の最後に挙げた引用にも明らかなように、あわせて後段の「国民の育成」概念についても、それが「人格の完成」にとってひとつの、しかし欠くべからざる要件となることをいねいに述べている（63）。その上で、当の記述に続き、旧法第一条後段に表されている「国家」、「社会」および「形成者」といった言葉が意味するところについて、具体的な内容を含め細大漏らさず、かつ明解に説明していることも読み取ることができる（教育法令研究会 1947, 63-7）。

その結果明らかになるのは、以下のような解釈である。教育基本法第一条（教育の目的）は、①教育は第一義的に「人格の完成をめざして」行われなければならないことを旨とすること、しかしこれと併せて、②「人格の完成」は個人の問題にとどまらず、「同時に国家及び社会を形成するよい人間となる」ことではじめて充足するかぎり、「国民の育成」を「人格の完成」のための不可欠の内容とすること、以上の2点をまとめて述べているものである。同法の「立法者意思」に則るかぎり、「教育の目的」として、「人格の完成」と「国民の育成」は、いわば相補的な、あるいは重層的な関係にあることを無視することはできなかつたのであろう。

もとより、教育が「個人の尊厳」「個人の価値」を盾として「人格の完成」のみを希求することの危うさについては、教育基本法を制定する際の議論の段階においてすでに明確に意識されていた。教育刷新委員会第三回総会（昭和21（1946）年）において、第一特別委員会委員であった関口鯉吉は次のように発言している。

「立身出世」「学問は登竜門」というような思想、他人は打ちのめしても自分は立身栄達しよう、他人の犠牲に於て生活を豊かにしようという思想が潜んで居り、この思想が数十年間日本国民の行動に害毒を流したものではないかと思ひます。それが非常に強く働いて居り、もっと具体的に申しますと、今度の戦争は詰り立身栄達主義の教育理念の産物ではないかとさえ思われるのであります。（日本近代教育史料研究会 1995, 44）

このような認識に立つのであれば、「教育の目的」を説く教育基本法第一条における「人格

の完成」概念と「国民の育成」概念の相補的ないしは重層的な配置は、立法当時において明らかに必然性をもってなされていたのである。

教育基本法の制定は、太平洋戦争後の新たな国家体制の構築、あるいはわが国の社会の再建といった重大な責務をも帯びつつ試みられた。そうした時代にあつて、同法において「教育の目的」を明示する際には、「個人の尊厳」「個人の価値」の認識に基づき、民主的な「人格の完成」概念をこそ根幹としつつも、それとのバランスを図りながら、あわせてあらたに生まれ変わろうとする国家における「国民の育成」概念についても語る必要があつた。そもそも旧法前文には、「民主的で文化的な国家」の建設という「理想の実現」は、「根本において教育の力にまつべきもの」だとされていたのであるから、そのこと自体は至極当然のことであつたと言えよう。

以上の議論からすれば、教育基本法制定当時の同法第一条「教育の目的」の解釈が、先に見た堀尾（1986；2002）によるそれと文理上および鍵的用語の取り扱い、ないしは解釈上のスタンスの点でいちじるしく異なっていることは明らかである。すなわち、昭和22（1947）年に制定された教育基本法第一条の「立法者意思」が、その後の教育学界・教育学者たちの一部の手によって、むしろ同法制定直後から時間をかけて歪められてきたと指摘することはあながち誤りではなからう。

（3）旧法から改正法へ：第一条の解釈の正統性

昭和の教育学界ないしは教育学者のうち有力な一部は、教育基本法第一条（教育の目的）において、何らかの思想・信条に基づく行動からであろう、「国家及び社会の形成者」たる「国民の育成」の概念に込められた「立法者意思」を等閑視し、「個人の尊厳」「個人の価値」に基づく「人格の完成」のみを声高に叫んだようである。「教育の目的」として、「個人の尊厳」「個人の価値」を錦の御旗として「人格の完成」＝「個人の諸能力の全面的な発達の支援」の理念だけを唱え、それが本来必須の要素として内含するはずの「国民の育成」概念については、必要な説明を補うことなく、したがって適切な理解を促すことなく済ませていた。つまり、世取山（2021）自身の認識はどうあれ、堀尾ら多くの教育学者によって支持されてきた「教育の目的」の連続説は、「教育の目的」の内容として不可欠な「国民の育成」概念を軽視することで、実質的には「『人格の完成』単独説」とも言うべき偏向した立場に陥っていたと言わざるをえないであろう。

そして、旧教育基本法第一条をめぐる解釈についての以上の考察が妥当であるとすれば、私たちは次のように指摘しなければならない。すなわち、教育基本法第一条の「教育の目的」の解釈において結果的に「人格の完成」単独説に与した教育学界ないしは教育学者たちのうち有

力な一部は、自身が継承すべきと唱えてきた教育基本法の「立法者意思」をないがしろにしたところか、かたく護られるべきと主張してきた教育基本法の「立法精神」に対して、実際にはむしろ、根本的に反することになっていたと考えられるのである。

世取山（2021）が指摘したように、旧教育基本法第一条の「文理上の構造および鍵的概念の意味」は、たしかに改正法に継承されたように見受けられる（23）。しかし、この事実が形式的に認められたとしても、同条の実質的な解釈の点では、事情はまったく異なっている。教育基本法第一条「教育の目的」の解釈において、制定時の「立法者意思」に込められていた意味と、その後の教育学界・教育学者の有力な一部が主張したそれとの間には、実際のところ大きな懸隔があったのである。本節（1）の末尾に指摘した「新たな困難」とは、まさにこのことであった。

そうであれば、この「新たな困難」を解決する道のひとつが、改正法第一条についての下記のような理解にあることはまちがいないであろう。

……「人格の完成」は、一人の個人として、また一人の社会の構成員としてあるべき理想の姿を、「人格の完成」として示すものである。

しかしながら、この「人格」という用語は、ややもすれば一個人に限定された側面からとらえられがちであるため、個人は同時に国家・社会の一員でもあるという「公的な側面」を強調するため、人格が完成した個人の具体的な姿の1つとして、「国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民」と規定されている。

なお、この考え方は、旧法第1条においても同様である。

（教育基本法研究会 2007, 32）

かくして、改正教育基本法第一条においては、これまでの教育学界ないしは教育学者の有力な一部による偏向した限定的な解釈を是正するため、同条の読み方において一定の注釈が付けられた。そして、その読み方こそが、旧法第一条に込められた「立法者意思」を、あるいは同法の「立法精神」を正統的に継承することであると述べられている。教育基本法第一条の「文理上の構造および鍵的概念の意味」（世取山 2021, 23）の継承は、現実的にはこうして、形式的な面のみならず実質的な面でもなされたものと考えられるのである。

なお、堀尾（2002）はかつて、教育基本法改正論議が盛り上がりを見せる中、次のように語っていた。

教育基本法が本当に生きて働く力を持つのは、教育基本法が想定しているような状況を否定する動きが出てきてからであり、そこで改めて教育基本法に依拠しながら、その精神を歪める動きに対してたたかうという形で、それを発見し、再発見してきたのだと
いってよいのです。(堀尾 2002, 196)

ここでの堀尾は、意外にも、事態をきわめて適切かつ冷静に分析しているように見受けられる。しかし、私たちが読み取るべきは、堀尾が想定していたことと正反対の意味内容を持つはずである。「教育基本法が想定しているような状況を否定する動き」「教育基本法の精神を歪める動き」とは、同法成立以降、とりわけ昭和の時代の教育学界・教育学者の有力な一部によってなされたものであったこと。と同時に、その誤謬と恣意的な変更を含む「動きに対してたたかうという形で、それを発見し、再発見してきた」のがむしろ、旧「教育基本法に依拠しながら」なされた教育基本法改正という出来事だったこと。そして、そうであるからには、教育基本法が「たたか」い、その過程で教育基本法の精神とそこに込められた正統的な「立法者意思」を「発見し、再発見してきた」その結果として、改正法において「教育基本法が本当に生きて働く力を持」ったということ。私たちにはいま、以上のことがきわめて自然に、妥当に理解できるのである。

※

旧教育基本法第一条の「立法者意思」においては、子供の「個人の尊厳」「個人の価値」の認識に基づく「人格の完成」は、国家・社会の形成者として期待されるべき「国民の育成」とともにあった。このような第一条の解釈を、たとえば総じて、アサガオ畑に咲く紫色のアサガオと見立ててみよう。

教育基本法の制定からしばらくの間は（おそらくはそう長くはなかったであろう）、アサガオ畑には紫色のアサガオが順調に育ち、咲きほこっていた。ところが、その後力をつけた教育学界・教育学者の一部は、これを何らかの事情から恣意的に品種改良し、赤いアサガオ（旧法第一条における「人格の完成」のうち「個人の尊厳」「個人の価値」に関わる要素のみ）に仕立てようとした。どのような思想・信条に基づくのかは不問に付すとして、しかし結果的には、もともと植えられていたアサガオの紫色の意味と意義を妥当に理解することなく、そしてそれらを正統に継承することをせず、その青の要素（同様に「国民の育成」の要素に相当する）をアサガオから抜き去ろうとしたのである。その結果、教育基本法が改正されるまでの間、アサガオ畑は赤いアサガオに埋め尽くされていたわけである。

ところが、平成18（2006）年における同法の改正により、アサガオ畑には赤いアサガオとともに青いアサガオが植えられることになった。これにより、そのアサガオ畑には、全体として

見れば紫色がようやく戻ってきた。少なくとも、旧法制定の立役者たちがその「立法者意思」をもって思い描いていた紫色のアサガオ畑の正統的な様相を、私たちはこうして何とか取り戻すことができたのである。

ここに至って、少なくとも改正教育基本法第一条に描かれている「教育の目的」として、私たちには基本的に、「人格の完成」と「国民の育成」を並列的に認めることがあらためて可能であり、かつ妥当だと考えられるのである。

さて、本2節の冒頭で立てた問いに対して、ここで回答を整理しておく。教育基本法第一条「教育の目的」の解釈が旧法と改正法で変更されたのか否かという問いであるが、これについては解釈の変更があったことを認めるべきであろう。旧法では、あくまでも「人格の完成」だけが教育の目的とされているのであって、「国民の育成」は「人格の完成」にとっての不可欠の内容として補完的に示されているという関係であった。いっぽう改正法では、「人格の完成」と「国民の育成」というふたつの目的が並列に置かれていると見なされるべきである。ただし、改正法第一条におけるこうした解釈は、むしろ旧法立法時の「意思」を尊重するがために行われたのであった。したがって、旧法第一条と改正法のそれとの間では、解釈は変更されつつも、しかしその「立法者意思」あるいは「立法精神」は堅固に継承されていると考えることができる。

なお、同法・同条の解釈が変更されたことの事情・理由については、上に縷々述べたとおりである。

おわりに：結論的考察と今後の課題

顧みるに終戦前のわが教育は久しきにわたって軍国主義や極端な国家主義の重圧によってなやまされ、歪曲されていた。戦後はどうかというに、日本国憲法に即する教育基本法の制定を見たのにかかわらず、教育者の多くは正しい教育理念を把握しているとはいえず、今日なお虚脱状態からぬけきらない。このことは共産主義的教育理論や教育運動に対する批判と反抗が教育界に一般化してこないことからしても明瞭である。これは世界の文明国中わが国においてのみ見受けられる慨嘆すべき現象である。その教育上および政治上の影響は深刻であり、国家の前途を考えると憂慮にたえないものがある。(田中 1961, 5)

教育基本法が制定されてから十余年を経て、田中耕太郎は以上のように語った。そして、その田中の憂慮は、以降もっぱら昭和の時代を通じて現実のものとなってしまった。それどころ

か、これまでの教育界およびそれをリードしてきたと自負する教育学界・教育学者の有力な一部は、「共産主義的教育理論や教育運動」をむしろ主体的かつ積極的に繰り広げることで、田中が渾身の力をもって成立させた旧教育基本法第一条の解釈を歪めつづけたのではなかったであろうか⁽⁷⁾。

もとより、「自然法主義」に立脚することを宣言していた田中にとって、教育の営みについての基本的な認識は「協同体的教育観」に支えられていた（田中 1961, 3）。「教師と教え子との関係は家族関係の延長として観念される。学校は小学校から大学まで、全部が精神的、道徳的、文化的協同体（Gemeinschaft）である。」（田中 1961, 3-4）教育ならびに学校教育の意義をこのようにとらえていればこそ、田中にとっての「教育の目的」は、第一義的には「人格の完成」に置かれていることはまちがいないとしても、その「人格の完成」概念が意味するところには、人格にとって重要無比な内容である「国民の育成」という概念が随伴することは不可欠の要件であった（田中 1961, 31）。つまり、自然法に依る法学者である田中にとっては、「国民の育成」なくして「人格の完成」はありえなかったのである。

ところが、「共産主義的教育理論や教育運動」を主体的に支持し実践してきた教育学界および教育学者の一部は、以上のような田中の「立法者意思」を理解できなかったか、理解しようとしなかったか、あるいは理解したとしてもあえて意図的になおざりにしたかのいずれかであったと考えざるをえない。その結果が、旧教育基本法第一条における「教育の目的」を「人格の完成」、しかもとくにその「個人の尊厳」「個人の価値」に関わる要素にのみ認めるとともに、第一条条文のそれ以降を実質的に等閑視することになったのであろう。とりわけ昭和の時

⁽⁷⁾ 村井（2002）は、「教育を政治と区別しないで、むしろ政治の一部として考える」考え方を「政教一体」と呼んでいる（25）。その上で村井（2002）は、教育が「国家のための」、また「国家による仕事として」（24）認識される場合には、教育という営みとその実現を志向する価値ある事態（教育の目的・教育の目標）について国家が規定することは、時の政府による「政教一体」の現れのひとつであると指摘することになる（74-6）。しかし、村井（2002）は賢明なことに、これと同じロジックに基づき、太平洋戦争終結後にまとめられた「アメリカ教育使節団報告書」の主張もまた「アメリカ版、占領軍版」の「政教一体」の思想に基づくものであり（73）、さらには戦後大きな威力を持った日本教職員組合（日教組）によるさまざまな運動も明らかに、「政教一体」的になされていたことを見抜いている（81-6）。

以上のような村井（2002）の立場からすれば、教育基本法第一条（教育の目的）の解釈は、いずれにしても何らかの思想・信条に裏打ちされた「政教一体」的なものと見なされざるをえないことになる。田中（1961）もまた、こうしたリスクを踏まえた上で教育基本法をまとめたことは明らかである（28-35）。

だが、だからこそ私たちは、「教育の目的」としての「人格の完成」「国民の育成」概念の持つ人類社会における根本性・普遍性について検討しなければならない。時代、社会、価値観によって変わりうるいかなる「政教一体」の立場も超えたところで、「教育の目的」としての「人格の完成」「国民の育成」概念が成り立ちうることを確認したい。その試みは、田中（1961, 2）が述べたように、まちががなく教育哲学の重要な課題のひとつであると言えよう。

代の教育学界・教育学者の一部においては、第一条「教育の目的」を「人格の完成」に置くことまでは妥当であったとしても、その内容として「人格の完成」に不可欠な「国民の育成」という概念の意味と意義を真摯に読み込み、取り込むことはなかった。むしろ、「人格の完成」を、各「個人の尊厳」「個人の価値」に基づく子供の権利とのみ解釈した結果、田中（1961）が憂慮したように、教育と学校教育における極端な個人主義および非（あるいは反）「協同体」主義を世に広め、定着させたとすら言えるのかもしれない。

つまり、旧教育基本法第一条に込められていた本来の理念あるいは「立法者意思」は、その後の教育学界・教育学者の一部によって、かえって「なやまされ、歪曲され」つづけてきたのである。そして、その誤謬を是正しようとしたのが教育基本法の改正という出来事だったと言えないであろうか。すなわち、旧法第一条（教育の目的）に込められた制定当初の「立法者意思」を、解釈する者によって恣意的に偏向したり限定したりすることができないようにまとめられたのが、改正教育基本法第一条なのだと考えられるのである。

ところで、「教育の目的」については、まだ検討すべき重要な課題が残されている。わが国においてはたしかに、教育という営みが、もっぱら改正教育基本法第一条にいう「人格の完成」といった個人の資質・能力の全面的な発達の支援と同時に、「国民の育成」のような社会における有為な成員の育成とを目的とすることが認められている。しかし、「教育の目的」を、ひいては教育の意義をこのようにとらえることには、時代や文化を越えた普遍性はあるのであろうか。それとも、「教育の目的」をこのように理解することは、わが国の今、ここだけの限定的な現象なのだろうか。

以上の問いに回答するために、まずは1989（平成元）年に国連総会において採択され、わが国でも1990（平成2）年に署名し、1994（平成6）年に批准した「児童の権利に関する条約（Convention on the Rights of the Child）」をあらためて検討してみたい。というのも、「教育の目的」連続説の支持者たちは総じて、基本的にはその説を、この国連「児童の権利に関する条約」をひとつの重要な根拠として主張しているからである。

もしも連続説の支持者が言うとおりに、「児童の権利に関する条約」において、子供たち一人ひとりの「個人の尊厳」「個人の価値」が絶対的に尊重されるべきであり、いっぽうその子供が置かれている社会や国家の成員として育てることの重要性が相対的に後退しているのであれば、それはわが国の（改正）教育基本法第一条の規定が世界的に見て独自のスタンスを有しているとも考えられる。しかしながら、連続説の支持者の主張とは異なり、「児童の権利に関する条約」が国家・社会の成員の育成という教育目的にも十分な価値と意義を認めているならば、わが国の教育基本法第一条の妥当性が担保されるとともに、連続説支持者の主張はいっそう困難なものとなる。

ともかく、本稿では紙幅が尽きた。以上の課題については、他日を期して取り組むこととしたい。 <了>

【引用参考文献】

- 藤井一亮（2009）「社会的合意における『教育の目的』についての一考察：スパルタとアテナイを中心に」甲南大学教職課程センター『甲南大学教職課程センター年報：研究報告書』，11-21
- 深谷潤（2003）「教育基本法における『真理』の問題：1946年教育刷新委員会議事録を中心に」国際基督教大学教育研究所『教育研究』第45号，37-43
- 平原春好編著（1996）『教育と教育基本法』勁草書房
- 泉山靖人（2019）「教育に関する法規」紺野ほか『教育の原理：子供・学校・社会をみつめなおす』学術出版会，99-121
- 教育基本法研究会（2007）『逐条解説 改正教育基本法』第一法規
- 教育法令研究会（1947/1998）『教育基本法の解説（教育基本法制コンメンタール1）』日本図書センター
- 紺野祐（2019a）「教育にかんすることは」紺野ほか『教育の原理：子供・学校・社会をみつめなおす』学術出版会，9-17
- 紺野祐（2019b）「『教えること』の意味と公の教育への期待」紺野ほか『教育の原理：子供・学校・社会をみつめなおす』学術出版会，183-193
- 堀尾輝久（1986）『教育基本法はどこへ：理想が現実をきり拓く』有斐閣
- 堀尾輝久（2019）「日本国憲法・教育基本法の理念と子どもの権利・学習権論の発展」東京大学大学院教育学研究科基礎教育学研究室『研究室紀要』第45号，29-39
- 堀尾輝久（2002）『いま、教育基本法を読む：歴史・争点・再発見』岩波書店
- 村井実（2002）『教育の理想』慶應義塾大学出版会
- 務台理作（1966）「教育の目的（第一条）」宗像誠也編著『教育基本法：その意義と本質』新評論，83-100
- 日本近代教育史料研究会（1995）（『教育刷新委員会・教育刷新審議会 会議録（第一巻）』岩波書店
- 佐々木幸寿（2009）『改正教育基本法：制定過程と政府解釈の論点』日本文教出版
- 杉原誠四郎（2002）『教育基本法：その制定過程と解釈』増補版，文化書房博文社
- 田中耕太郎（1961）『教育基本法の理論』有斐閣
- 世取山洋介（2021）「第1条（教育の目的）」日本教育法学会編『コンメンタール教育基本法』学陽書房，22-48